

山形県 住まいの支援

～移住世帯向け家賃補助金のお知らせ～

今年度から、**申請方法が変わりました。**

補助金額：上限1万円/月

対象家賃：R6年3月1日～R6年12月31日までの間

に支払われた家賃（移住月の翌月から第24か月目までの家賃）



変更点①

◆必要な手続きが、年度末の1回のみとなります。

申請時必要な書類

R6.3～

毎月の家賃のお支払い



※移住月の翌月から
第24月目の家賃まで

R6.12.31 R7.1.17×

申
請

以下の書類の電子データをご提出ください

- 家賃支払証明書（別記様式第2号）
【以下は昨年度から変更ある場合のみ提出】
- 転入後の住民票謄本の写し
- ※申請日から3月以内発行、個人番号なしのもの
- 住宅手当の支給が確認できる書類（直近3月分）
- 住宅賃貸借契約書の写し
- 補助金の振込先を示す書類（通帳の写し）

変更点②

◆インターネットで、電子で申請できるようになりました。

「やまがたe申請」内の申請フォームにて、
必要項目を入力し、必要書類（電子データ）を提出ください。

※フォーム名は「**継続（R4～）**山形県移住世帯向け住まいの支援事業費補助金」です。
他の申請フォームとの誤りにご注意ください。

↓申請はコチラ↓



補助対象要件

◆令和4年度「ふるさと山形移住・定住促進事業家賃補助金」（以下、「令和4年度補助金」という。）

の交付決定を受け、引き続き県内に居住し、かつ、
引き続き令和4年度補助金の補助対象者の要件に該当するもの。

山形県 家賃補助金

※予算が上限に達した場合、受付を終了します。

【お問合せ先】
山形県みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号
メール：yamagatakeniju@pref.yamagata.jp

申請期限 令和7年1月17日まで